

# チヨーサー「教区司祭の話」にみる異端審問手引書の影響

(一)

田卷敦子  
池上忠弘

## 序論

ところが無難であろう。

基本的には、Kate O. Petersen の一九〇一年の発表により、題材が多量に使われてゐる次の二書とされてゐる。

*Summa de poenitentia, or Summa casuum poenitentiae.* <sup>1</sup> 〔ノーフ会修道士 St. Raymund of Pennaforte による 一一一

『カントベリ物語』最後の話である「教区司祭の話」は、他の「——の話」とは形式においても題材においてもかなり異なるため、チヨーサーの著作かどうかを含めて議論されてきた。著作の問題は、「教区司祭の話」の出典が何であるかといふことに連結された。しかし、確實な出典についてはわかつていない。幾つかの文書から引用して書かれた

三八六行と九五八—一〇八〇行は a 書から題材を用ひ、三九〇—九五五行は b 書から題材が用いられているとした。<sup>(2)</sup>これを内容と構成の上に図示しておこなう。

教区同祭の話<sup>(3)</sup>に始まる。

贖罪 penitence の第一部痛悔 contricoun	七五	a 書から
贖罪 penitence の第一部告解 confessiou	一一一六	a 書から
七つの罪源 deadly syynes とその細別、状況および種類	三八七	b 書から
九五八	a 書から	
贖罪 penitence の第三部償罪 satisfacioun	一〇一九	a 書と b 書からの、とくに三八七行以下の内容の結合はあまりに機械的であり未熟であると研究者たちは批評している。チョーサーが別々の出典からとり込んだ可能性について示唆するものであるが、S. Wenzel は多く多くの出典から題材を取り込んだとしている。S. Wenzel は七つの罪源のための矯正法は、 <i>Summa virtutum de remediis anime</i> からの出典であると発表した。 <sup>(4)</sup>

ハリハリの書を作りし者職を告ぐ。 一〇八一

これら手引書はローマ教会の文献全体がそうであるが、幾度も書き直されることがあった。つまり文献そのものが成長する性格をもっていた。サイクルが完了する場合には、まずラテン語本、次により詳しいラテン語本、そして俗語（自国語）というのが普通の順序である。G. Dempster によれば、a 書（一一二九年）、b 書（一一三三六年）とも最初ラテン語で書かれて広く普及し、そこから多くの手引書が作られた。次いで a 書、b 書に類似した次の二書がフランス語で書かれた。

Anglo-Norman *Compileson* (一一七五年～)、Frère Laurent の *Summe Le Roy* (一一七九年)、とくに後者はチョーサーに影響を与えた可能性があり、七つの罪源はハリから引用されたともいわれた。<sup>(5)</sup>

ペラルディスは別に『有徳大全』*Summa virtutum* を書いており、一一一一年に『悪徳大全』*Summa vitiuum* を書いた。一一一一年頃 *Summa seu Tractatus de viciis* に書き直してある。

いすれにせよ、類似した多数の文書が作り出されていた様子が窺える。その背景とされてきたのは次のようなことであった。

一二一五年の第四回ラテラノ公会議第二項の教令により、すべての信徒に年一回以上の告解が強制的に義務づけられた。十分に教育と訓練をうけた聴罪司祭が必要となる、そこで彼らを育成するためとにかく告解を中心にはじめに書き記した解説書が用意された、そしてこのような解説書は多くの司祭たちのトラの巻としてあつという間に広まつた、十三世紀から十五世紀にかけておびただしい数の「聴罪手引書」が出まわるが、ラテン語の読めない聖職者が多かつたので英語、フランス語などの自国語に翻訳されたり書き直されたりした、というわけである。こうしたことからa書、b書は告解で用いる「聴罪手引書」とみなされてきた。<sup>(8)</sup>

確かに第四回ラテラノ公会議で決議された教令が施行され、習慣となつて、イングランドの十四世紀後半の人々の生活を規定していたことは間違いない。イノケンティウス三世（一九八一—二六在位）の意志は、ホノリウス三世（一一六一一三七在位）によつて継承され、さらにイノケン

ティウス三世の甥であるグレゴリウス九世（一二二七一一二四一在位）によつて教会法のみならず世俗法の中にも反映された。

しかし年一回、四旬節に行われる告解の習慣だけですべてを推しはかつてよいものかどうか。その間、ローマ教会にとつては異端という大きな問題が生じていた。第四回ラテラノ公会議はその対策を論議するために開かれた要素もあり、第二項だけを重視し、その観点でのみ論じるのは早急にすぎると思われる。すべての信徒を対象にしたにせよ、年一回の告解のために急に大量の聴罪司祭が必要とされたであろうか。なぜ十三世紀から十五世紀に大量の「聴罪手引書」が出まわつたか、それは、はたして告解の場だけで使われたものだろうか？ a、b書ともドミニコ修道会の人間によつて書かれているのはなぜか？ こうした疑問を明らかにし、a書とb書の性格が明らかにされれば、「教区司祭の話」の意図も明瞭になつてくると思われる。この二書がどのようにして書かれたか、その成り立ちから探つてみよう。

ローマ教会は十二世紀中頃から「カタリ派」や「ヴァルド派」などの異端対策に苦慮し、教皇イノケンティウス三世の時代には、教会の内外の勢力を結集して異端の一掃によりだした。南フランスのアルビ周辺に発生したカタリ派は、ローマ教会のとなえる人類の生殖にも、秘跡にも、パンとブドウ酒の中にキリストが体を以って臨在することを力説するミサにも、地獄と煉獄との教義にも、肉体の復活の教義にも反対した。新約聖書を自分たちの信仰の権威にすることによって、ローマ教会に挑戦した。リヨンに発生したヴァルド派は、誰でも自国語に訳された聖書を所有すべきであり、これが信仰と生活に対する最後の権威であるべきであると主張した。<sup>(10)</sup>

時代と立場をかえれば、何ら間違っているとは思えないが、要するにローマ・カトリック教会の教義や倫理に関する教えに異を說く者、ローマ・カトリック教会の教えから逸脱したすべての者を、「異端」と称したのであった。ただし、「異端」という語はどこにも使われていないし、教皇の書簡や教令にも見当らない。彼らは「カタリ派」、

「ヴァルド派」などと称されていただけのようである。

ローマ教会内部では、これら異端を説得し、論破しうるだけの学識を備えた聖職者の養成が急がれた。そして異端者を教化、帰順させるために正統と異端の峻別が行われた。第四回ラテラノ公会議決議第一〇項「説教者の採用について」には、カタリ派その他の異端者を捕えるために説教者が採用されなければならないこと、説教者は「行いにも言葉にも力のある者」でなければならないことが決議されている。<sup>(11)</sup>そのための処置として第一一項に、次のように決議している。

「各司教座聖堂には、すべての教会あるいは他の教会の聖職者たちに無料で、かれらの能力に応じて、文法およびその他の学科目を教えるのに適した教師が配置されるべきである。首都大司教座教会には、司祭およびその他の〔聖職〕者に神学（＝聖書の学）を教える者、とくに司牧職を目指していると認められる者たちに神学を教授すべき神学者を置かなければならぬ。」<sup>(12)</sup>

ローマ教会が第四回ラテラノ公会議後に全体の組織をあげて説教者の採用と養成に取り組んだ様子が窺える。イノ

ケンティウス三世の後継者たちも、これを敷衍した。ホノリウス二世の教勅は、説教者たちがやがて異端審問官となつて巣立つたことを示すものである。

「よき人々のブドウ畑を荒らす狐たちを捕えるために、——略——この狩人たちは、信仰の破壊者たちを相手どつて、果敢な戦いを挑むのであるから、行いにも言葉にも力ある者たちでなければならない。すなわち、かれらは、ごく近い将来に、笑いながら、土地の顯官たちと共に裁判の席に着くであろう——略」

これによれば、異端に対する説教者はイコール審問官でもあった。

一二三〇年の公開勅書 *Quo elongati* で教皇グレゴリウス九世がまとめた構想も、異端者を向うにまわして神学論争をたたかわすに十分な学識をもち、しかも異端者に非難されることのない高潔な人格を備えた審問官を選び出すことであつた。

ペナフォルトのライムンド（一一八〇—一二七五）はこの時代にかかつた一人である。ライムンドはビリヤフランカ・デル・パナデスに生れ、一二一八年にバルセロナで、

聖ペドロ・ノラスコ、ハイメ一世らと共にメルセド修道会（贖虜の聖母会）を創設した。ドミニコ会修道士。ホノリウス三世の時に、教皇庁の異端審問を司どる局である聖庁 Saint-Office に入り、教会法を専門に勉強している。一二一九一一九年にかけて『贖罪規定大全』をまとめた。これが a 書である。その後、教皇グレゴリウス九世（一二七一—一二四一在位）の命令を受けて異端審問に必要な教会法規集の編纂にとりかかる。ライムンドが編纂した全五巻は、*Decretales de Los Papas*、又は *Decretals of Gregory IX*『グレゴリウス九世教令集』とよばれた。<sup>(15)</sup> 一二一四年に完成。一二三五年に教皇はタラゴナ大司教に異端審問の裁判所を設けるよう命じた際は、大司教ギヨーム・ド・モングラナンに、異端審問のやり方を記したこの『教令集』を届けさせている。<sup>(16)</sup> 以後、異端審問に必要不可欠な判例集・法規集とされた。<sup>(17)</sup> このように、教皇グレゴリウス九世はイノケンティウス三世の意志を繼承し、異端審問制度を創設したことで知られるが、ライムンドはその教皇の側近くにいて、異端審問所の設置を進言したり、教皇の構想を具体的に実現する働きをしている。<sup>(18)</sup>

一二二九年トゥールーズの宗教會議で、異端の動きを懸

念したローマ教会は、一般信徒が自國語に訳した聖書を使用することを禁じてしまった。

### 三

司教裁判所における異端審問手続 *Inquisitio* の整備もこの時期から始まり、「異端審問の方法」が確立された。

一二三一年の異端排撃の教皇令でもって、異端審問の手続きを、詳細な罰まで含めて教会法の中に組み込んだ。<sup>(19)</sup> 「教会により有罪とされる人々のみが、世俗裁判所の手にゆだねられ処罰を受けることになる」、教会が行つたのは審問と裁きだけであった。しかし罪びとは教会法と世俗法の両方で裁かれることになり、贖宥でもつて刑罰をまぬがれようとすれば双方に支払わねばならない、といったことが十四世紀までの間に当り前になつていくのである。

一二三三年、司教が一人の司祭を指名し、その司祭が二三人の俗人の援助を得て、異端者の探索を実行することになった。<sup>(20)</sup> 各司教区ごとに宗教裁判所が置かれ、すべての異端者を摘発して、その地の司教と領主に通告する任を負う。

一方では一二三二年の大勅書 *Ute humani generis* で、フ

ランス及びその近隣諸地方の異端者に対抗するため、説教者兄弟団（聖ドミニコと仲間の修道士たちのこと）を派遣したが、翌年四月十三日、グレゴリウス九世はフランス全土における異端追及の任をドミニコ修道士会の手に委托した。彼らは教皇に直属し、教皇から任命された異端審問官たちである。これを免属といい、各司教区ごとに置かれた宗教裁判所や司教に対して、なんら報告の義務を持たなかつた。異端の探索のため各地へ派遣されて行くが、これが後に各地で教区司祭との間に確執を生むという弊害をもたらすことになるのである。托鉢修道士たちはやがて訓練された司祭となつた。実際かれらはその職務を行使するよう訓練された唯一の司祭たちであつた。説教壇上から教義上・道徳上の教訓を与え、告解場から道徳的・靈的な指導を与えた。とくにドミニコ会托鉢修道士たちは、論争を武器とした軍団と称された。

このようにして十三世紀に聴罪司祭が大量に必要となつたのは異端の探索のためであつた。ここに異端審問のやり方をさめた文書が必要とされてきたのである。

原本とされる a 書、b 書から書き写したり、翻訳したり、抜粋したり、審問官が個々に携帯する手引書を用意したと

して、その数はおびただしいものになつたであろう。宗教裁判のやり方を記し、推しまかってみよう。

三人か四人の審問官や聖職者の一団が村落に到着するところ、その地区の住民すべてが教会に集められる。厳かな説教が行われ、「すべての信者は教会に力添えをするように、罪ある者は神の赦しを願うように」と勧められる。罪を犯したと感じている者は、二週間から一ヶ月の猶予を与えるから、その間に裁判官の前に出頭するように、と呼びかけた。

〔猶予期間〕中に、罪びとは自己の過ちを告白しに行くことができた。罪びとは自己の過ちを告白し、通常の法規にのつとつた刑罰を科された。ここで行われる、痛悔→告白→償いの手順は告解そのものである。異端審問制度下において、説教者はイコール審問官であったが、イコール聴罪司祭でもあったことになる。

猶予期間が過ぎると追及の対象となり、召喚を受ける。逃走した場合は逮捕され、投獄された。投獄された被告は法廷に出頭しなければならない。審問には二人の聖職者と報告書を作成する公証人または書記生が立ち合う。彼らは事の成り行きを書き留め、報告書を作成する任を帯びてい

る。審問官たちはこの報告書の下書きをさつき手に入れ、これがさまざまな罪びとを相手にしたときの訊問の仕方の範例になつた。<sup>(23)</sup> b書、ペラルドスの『悪徳大全』はこうした場所から生み出された。

審問官に要求されることは罪びとを裁くことだけではなく、異端者を教化、帰順させるよう説得工作を行うことである。b書には、七つの罪源と各自その矯正法とが用意されてあつた。b書については別稿で述べることにする。

第四回ラテラノ公会議第一二項にある「——聴罪司祭は——（略）、罪を犯した者の環境とその罪の状況を審問し *inquirens*、どのような治療が必要かを慎重に考える必要がある」にある言葉、また一二三三年に「異端者取締法規」の中でラテン語の *inquisitor* がはじめて異端審問官の意味で使われている。十三世紀において告解は、審問と裁きの要素が強い。これらのことから異端審問の裁きの場で行われる訊問のやり方と、告解の場における聴罪の仕方は共通であった、と考えてよいであろう。従つて同じ「聴罪手引書」が使われたとみて間違いない。

異端審問といえは自供を得るために残酷な拷問を行つもののように想像されるが、異端の裁判といえども、正統な

規範に従つていたのである。そのため、大きく分けて三種類のテキストが作成されている。

(1) ローマ教会全体で行われている教会法規集 *Decretum*。  
とくに、第四回ラテラノ公会議決議録、通称 Latin canon、  
イノケンティウス三世大勅書 *Sicut uersus vos*、ホノリウ

ス三世大勅書 *Super Speculam*、グレゴリウス九世大勅書  
*Ute humani generis*などが収められた『グレゴリウス九世教令集』*Decretales de Los Papas* (一一一四年ライムンド編纂) は必要不可欠とされた。

(2) 賞罪規定書 Penitential。キリスト教における罪とそれに対する償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的にこと細かく法律のごとく明瞭に定めたもの。類似した罪の査定表。a 書、ライムンドの『贖罪規定大全』*Summa de Poenitentia* は、(1)に分類される。  
(3) 審問のやり方を示す手引書 (マニュアル)。審問官自身が後輩の裁判官に自分たちの経験を活用してもらおうと思つて書いた手引書。主として審問に従事していたドミニコ会修道士たちによつて作られた。

個々の審問の経過はすべて公証人、または書記生によつて報告書に作成されたから、審問官たちはその下書きを手

に入れたのだった。

b 書、ペラルドスの『悪徳大全』*Summa seu Tractatus de viciis, or Summa vitiorum* (一一一六年)、*Summa vitiorum* は、(2)に分類される。

a 書の『贖罪規定大全』、『グレゴリウス九世教令集』b 書の『悪徳大全』の二書は、一一一九年から一二三六年までの間に集中して書かれている。いずれもラテン語で書かれており、これらを原典に、書き写したり、翻訳したり、書き直されたりした。

多くの研究者は、チョーサーが直接訳した言語はラテン語よりもむしろフランス語であった、と指摘している。<sup>(24)</sup> 異端の探索と審問に従事していたドミニコ会修道士によつて書かれ、かつ手引書が要望された地方の言語、即ちフランス語に直されたものならば、まず異端審問に用いられたものと考えて間違いない。

a 書と b 書は、ともに異端審問のテキストであり、手引書であつた。

## 第一章 チョーサー「教区司祭の話」に見る ライムンドの『贖罪規定大全』の影響

### 一

『カンタベリ物語』の最後にある「教区司祭の話」は、ライムンドの『贖罪規定大全』とペラルドスの『悪徳大全』

から多くの題材が使われているとわれば、ピーターセンは「教区司祭の話」全般にわたつて一書からの引用部分を明らかにした。<sup>(25)</sup> それに基づいて、第一章ではライムンドの『贖罪規定大全』<sup>(26)</sup> がどのように影響しているかみてみよう。

まず第一に明らかなことは、題材が引用されているだけでなく、構成の上でも同じく伝統的な贖罪規定書 Penitential の形式がとられていることである。勿論、非常に簡略化されているが、「教区司祭の話」全体が一つの贖罪規定書の形で書かれている。以下、次のとおりである。

### 一部 痛悔 contrition

悔い改め penitence とは何であるか。また何ゆえに悔い改め penitence と呼ばれるか。

八四

悔い改め penitence の行いやその働きは幾通りあるか。

悔い改め penitence には三つの行いがある。

1. 人が罪を犯した後に洗礼を受ける場合
2. 人が洗礼を受けた後で罪源 deadly synne を犯す場合
3. 人が洗礼を受けた後、来る日も来る日も小罪 venial synnes に陥る場合

九五  
九六  
九九

一〇〇  
一〇一

### (1) 破門

1. 公的 solemn penance

(2)公開的 public penaunce

一般的 commune penaunce

私的 privee penaunce

完全な悔い改め penitence には必要欠くべからざるのみ。

心や痛悔 contrition of herte' □ドキリ confessiou of mouth' 行いや償罪 satisfaccioun

痛悔 contritoon には四つのりふを理解せよ

(1)痛悔とは何であるか

(2)人を痛悔へと驅りたてる原因は六つある

①自分の罪を恥じる

②罪の奴隸となることを蔑むべき

③審判の日の恐怖・地獄の恐るべき苦痛への恐れ

④怠った善行を思い起す

⑤イエス・キリストの受難を思い起す

⑥罪の赦しを与えられるよう望む

(3)どのような仕方で人は痛悔すべきか

(4)どのような痛悔が魂にとって効用があるか

一部 告解 confessiou

告解 confessiou とは何であるか

スリから罪が生じるか、どのようにして増大するか。

罪には二つの種類がある。小罪 venial と罪源 deadly synne

一〇七  
一〇九

一一一六

一一五八

七つの罪源 seven deadly synnes とその矯正法 remedium  
罪を悪化させる状況を理解するべし

### 罪を犯した状況

- ①自分はどのような身分か考える

- ②罪の大きさを考える

- ③罪を行った場所を考える

- ④罪の相棒は誰か

- ⑤幾度罪を犯したか

- ⑥どのような誘惑によって犯すのか

- ⑦人はどのような方法で罪を犯したか

真の告解 confessionum とは――四つの条件がある。

1. 告解 confessionum は苦しみの状態でなされるべきである。

五つの印がある

- ①恥のうちになされるべき

- ②謙虚さで、ひどまずいてなされるべき

- ③涙ながらになされるべき

- ④途中で止めない

- ⑤償い penaunce を従順な心で受ける

2. 速やかに行われるべき

3. 一人の人間に對して罪の全部を告白 shryve すぐれである

三八七  
九六〇

九八一

一〇〇六  
九九八

4. 真の告白 shritte は確実な条件が必要である

- (1) 自由意志によって告白 confessare するし、  
告白 shritte は合法的でなければならない
- (2) 債罪 satisfaction

三部

債罪 satisfaction

償罪 satisfaction は施しと肉体的苦痛にある。

1. 施しには三つの種類がある。

- (1) 心の痛悔 contrition of herete

- (2) 隣人の過ちに憐みをもつゝこと

- (3) 人が必要とするもの（精神的、物質的）を与えるよ

2. 肉体的苦痛—祈り、徹夜の勤行、断食、祈禱

苦痛を妨げる四つの種類がある

①恐れ

②恥

③恥

④絶望——第一の絶望

第二の絶望

一〇八〇

贖罪規定書 Penitential とは、キリスト教における罪とそれに対する償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的にひと細かく、法律のうどく明瞭に定めた、一言で

いえば類似した罪の査定表である。<sup>(27)</sup> 六世紀にアイルランド教会で始まり、告解における靈的指導の基盤になるものとして作成された。ヴィニアン（五四九年死）及びコロンバ

一〇一九  
一〇一一〇

一〇一一八  
一〇一一九

ヌス（六一五年死）の『贖罪規定書』が原典とされている。<sup>(28)</sup>

後者にはグレゴリウス一世（五九〇—六〇四在位）が宣べた告解の義務の原則、「——罰は罪の重さによつて計られる。医者が病人を療す時、自分の手と目で良く確かめて治療する。同様に、告解がなければ、罪びとの罪を治すこと》が出来ない。告解によつてのみ、悔悛者の靈魂は救われる。」<sup>(29)</sup>が適用されていた。

## 二

まず、ライムンドの『贖罪規定大全』における罪の概念及びそれに対する償いと赦しの基準が、どのように影響しているかみてみよう。

罪はその性格によつて大きな罪、または重い罪と称されると mortal sins (偶像崇拜、信仰の否定、殺人、姦通など、世俗的罪であるとともに、洗礼によつて得る靈魂の救いの恩寵を失う罪) と、小罪 venial sins (キリスト教的徳に反する靈的な罪) とに分けられた。<sup>(30)</sup>

イングランドの教会にも出典を同じくする『テオドルの裁き』<sup>(31)</sup>とよばれる罪の査定表があり、大罪 mortal sins と小罪 venial sins に分けられた。ただし、アイルランド教

会とは“罪の赦し”方が異つていた。

アイルランド教会では、「如何なる罪でも悔い改め penitence と償い penance によつて赦されない罪はない」とされた。告解において与えられた償いを果たすことによつて罪の赦しが与えられた。アイルランド教会では個人の任意と秘密に基づいた私的告解 privat penance を実践しており、『贖罪規定書』 Penitential の規定における罪のよんげ、及び償いと赦しは、司教か修道院長、または司祭の下で個人的に行われた。ほとんどが、「小罪」に対してもあり、靈的指導として施された。「大罪」に対する償いとしては、共同体から追放された。

一方、ローマ教会には、聖ペトロとその後継者に罪とその罰を赦す権能が託されているとする、(鍵の権能)といふ教義がある。アウグスチヌスの言葉、「どんな罪も教会において悔い改めることによつてゆるされる」<sup>(33)</sup>が根拠とされた。ローマ教会は「大罪」に対しても、公式典礼 solemn の形式をとった公開告解 Public Penance が施行された。罪の告白及び公開の償いと赦しの宣告は、司教ながらびに共同体の前で行われた。告解の秘跡をとおして教会の赦しを与えたのである。「小罪」に対しては私的告解が、

この場合も秘跡として行われた。

ライムンドの『贖罪規定大全』*Summa de Poenitentia*は、コロンバヌスの『贖罪規定書』を基盤に作られるのであるが、十三世紀前半に異端審問制度が始まると、従来の主に小罪を対象とした贖罪規定による償い penance では取まらなくなってきた。それまで教会で取り扱うのは小罪のみで、大罪は世俗の手にゆだねられていたのである。しかし信仰の否定という大罪（＝異端）に対応して、この時から大罪も取り扱わざるを得なくなつた。ライムンドの『贖罪規定大全』の顯著な特徴といえよう。

そして「教区祭の話」への影響は、最もこれら罪に対する償い penance の配置にみられるのである。前出のピーター・センによる出典箇所の照合では、両者の部分はチョーサーに借用されている。

以下、X一〇一行以下を引用する。

「贖罪 penitence の配置は二つ、公式典礼 solemnpe と一般 commune との私的 private であり、公式典礼とは（やむなし）二つある。

子供の殺害、りのような」とのために四旬節に聖なる教会を追放される、りん。

これらに補足説明を加えてみよう。  
solempne penaunce」の「子供の殺害」については、ヴ  
イニアンの『贖罪規定書』の中に、聖職者を対象にした罪  
(V・C・10・34、48・50) の項にある。「姦通によつて生ま  
れた子供の殺人は、二重の意味で大罪(重罪)である(V.  
C・12)」、そして子供の殺害に対する償いの期間は七年間、

solempne penaunce (II) 人がおおっぴらに罪を犯し、その罪の名 fame が国中に公然と語られるような時に、聖なる教会は審判 judgement によつてその人に公開の償い open penaunce をさせるべし。

一般的な償いは、司祭が人々 men に対して、例えば薄物を身にまとい、ないしは裸足で巡礼に出かけるよう命じたりすること。

private penaunce は人々 men が常に私的な罪に対する悔いである。我々 we は penaunce を受けねりま°」(X|O)→K

と認められてある。聖職者の殺人罪は十年間、その間アイ

ルランド共同体から追放された。<sup>(35)</sup>

十四世紀後半のイングランドでは聖職者の風紀道徳が衰退し、多くが妾をおくか女性信徒と恋愛にふけり、生れた子供たちをどうするかの問題が生じていた。ヨーサーはこれら聖職者の大罪に対する償いに、アイルランド方式の大罪の償いを配置し、「聖なる教会から追放 (X-1011)」としている。

solempne penaunce 〔〕ば、町の中央広場か教会の前で行われる公開裁判の〔〕とを指している。審問官をはじめ王の役人、一般信徒の全員が立ち合つた。異端審問制度が始つてからは「判決宣告の儀式」と呼ばれたが、大罪に対しう科される償いである。

『贖罪規定大全』ではゆるやかにしてあつたが、グレゴリウス九世ははつきりと死刑（死刑）にした。異端らの犯す大罪（教義の否定、偶像崇拜、教会襲撃など）に対し、ローマ方式の大罪に対する償い penaunce が配置された。

solempne penaunce の〔〕、〔〕いずれも教会の儀式として執行され、同教によつて科された。

commune penaunce 〔〕では、一一八六行に次のような

箇所がある。

「礼拝の時に施行される “われ告白す” といふ一般的な告解 general confessionum」これは年一回以上、すべての信徒に義務として課せられるところの、教会で行われる告解の〔〕とを指してゐる。従つて、〔〕でいわ commune penaunce は general confessionum と同義語である。ローマ教会の小罪に対する償い penaunce が〔〕に配置されている。それらは司祭によって科された (X-105)、とある。

大罪については司教が、小罪については司祭が科した。

privée penaunce 〔〕では、我々が we 我々に us 生むII する、とさうくだりに注目したい。一〇一行に、「善良にして謙遜な人たちの贖罪 penitence は毎日毎日の贖罪 penitence である（アウグスチヌスの言葉）、とある。四～六世紀にアイルランドの修道院において罪の告白は頻繁に行われ、毎日ということすらあつた。修道生活の一部になつていたのである。告白は、少し年長であれば誰に向つてもよかつた。修道士は (we) 修道士に (us) 向ひて互いに告白した。そして互いに償い penance を科し合つた。彼らは贖罪規定書を片時も手離せなかつたのである。ヨーサーはアイルランド教会の小罪に対する償いを〔〕に配置して

いる。

以上、おもねてみると、

solempne penaunce[...]にはアイルランド方式の大罪に対する償い

する償い penaunce が配置され、

solempne penaunce [...]にはローマ方式の大罪に対する償い

い penaunce が配置され、

commune penaunce にはローマ方式の小罪に対する償い penaunce が配置され、

private penaunce にはアイルランド方式の小罪に対する償い penaunce が配置された。

然しながら、」のようにな書『——大全』から「大罪 mortal sins」と「小罪 venial sins」を取り入れながら、一方ではわ書『——大全』から引用したとされる部分、三九

○一九五五行の間では「罪源 deedly synnes」と「小罪 vi-  
nal synnes」が使われているのである。そしてチヨーサー自身も九九一一〇〇行に deedly synnes と vinial synnes を使つてゐる。mortal sins (偶像崇拜、信仰の否定、殺人、姦通など) と deedly synnes (貪食、邪淫、食欲、憤怒、嫉妬、怠惰、傲慢) はどちらも死に値する罪といふ意味ではあるが、内容はちがつてゐる。

要するに、a、bの異なる二書から引用して作成したために、基本的なところに矛盾を生じさせてしまつた、といえよう。これについては、別稿で述べることにしよう。

## II

贖罪規定書のもう一つの特徴は、罪の償いと赦しの基準を、教会の各身分に応じて具体的に、と細かく定めていることである。例えばヴィニアンの『贖罪規定書』は、償いの基準を、聖職者と一般信徒に区別した。コロンバヌスの『贖罪規定書』(五九一年以降)は、ヴィニアンのものを基盤として作られたが、聖職者と一般信徒の他に修道者も設け、さらに下級聖職者、修道者または助祭、司祭、司教の階級に区別した。

したがつてそれは同時代の教会の状況ならびに社会生活・風土が反映される。時の状況に応じた罪の償いの基準が規定されることになる。

ライムンドの『贖罪規定大全』*Summa de poenitentia*は、コロンバヌスの『贖罪規定書』を基盤にして作られたが、コロンバヌスの区分の他に、「異端＝カトリック・キリスト教の教義や倫理に関する教えから逸脱した者」か「そう

でない者」かの区分が加わった。

ではチョーサーはどうであろうか。「教区司祭の話」にもそれらしきところがある。贖罪の第一部告解の、罪を悪化させる状況を理解するために相手がどのようなものであるかを考えよ、という箇所に、「男であるか女であるか、若年か老年か、貴族の生れか農奴の境遇か、自由の身であるか使われている身か、健康であるか病気であるか、結婚しているか独身であるか、教団に属しているか否か、賢いか愚かか、聖職者か俗人か等々」(X九六一)とある。

しかし、十四世紀後半の英國社会は、貴族か農奴か、聖職者か俗人かの区分だけではとても包括できなくなつていて

として郷士。農夫、船長、料理人、粉屋、家扶、宿屋の主人などもいる。

チョーサーが、「我々が (we) 我々 (us)」互いに行う告解の姿をこれら『カントベリ物語』の登場人物たちにあてはめていたのか、それとも十四世紀後半の『カントベリ物語』の読者に想定していたのか、確かなことはわからぬ。

#### 注

- (1) チョーサーのテキストは L. D. Benson ed., *The Riverside Chaucer*, 3rd ed., based on *The Works of Geoffrey Chaucer*, ed. F. N. Robinson (Boston: Houghton Mifflin, 1987) を使用。Helen Cooper, *The Canterbury Tales*, Oxford Guides to Chaucer (Oxford: Clarendon Press, 1989), pp. 395-409 参照。Derek Pearsall, *The Canterbury Tales* (London, 1985) を参照。翻訳はモーリー、林井忠子訳、『カントベリ物語』全三巻、岩波文庫、岩波書店、一九九五年、を参考した。

- (2) K. O. Petersen, *Sources of the Parson's Tale* (Boston, 1901) による。

N. Robinson (London, 1957), Explanatory Notes, pp. 765-772. を参照した。

(3) penitence は悔い改め、悔悛、*repentance* などと訳されるが、本稿では「penitence=悔い改め」とする。

(4) アーティセイメントによるは、*Summa seu Tractatus de viciis* である。前出書、七六六頁。

(5) G. Dempster は闇しては、注(1)の前出書、Explanatory Notes, p. 956.

(6) S. Wenzel, 'The Source of Chaucer's Seven Deadly Sins', *Traditio* 30 (1974), 351-78. *Primo Quoniam* が「物語」に

最も近いといふ。

*Postquam* は S. Wenzel, ed., *Summa virtutum de re medici anime* (Athens, Ga., 1984).

(7) 吉田和男、「教区同祭の話」、『中世ヨーロッパキリスト教』学書房、昭和五九年、八一頁。

(8) 斎藤勇、「罪をたずねて」、『中世ヨーロッパキリスト教』

学書房、昭和五九年、七一〇頁。

(9) 告解についてはすでに十世紀には、復活節の聖体拝領の準備として四旬節に告解を行う」とを信徒に要求する「こと」が、北西ヨーロッパあまねく、一般的に行われてゐた。――

一一五年の第四回ラテラノ公会議の有名な教令 *Utriusque*

sexus は義務づけられた復活節の聖体拝領の前に重罪を毎年秘跡的に告解することを義務として課したが、すでに長

い間、存在していた習慣に対しても法的裁可を与える以上のことはしなかつた。『中世キリスト教の成立』、前出、二四

六一七頁。

(10) E・ケアンズ、『基督教全史』このちのいは社、一九七九年、三〇五-六頁。

(11) 渕倫彦、「教皇ホノリウス三世の教勅 Super Speculum」東京都立大学法学雑誌一八、一九七八年、三八九頁。

(12) 渕倫彦、前出、註(26)に全訳されてある。首都大司教座教会は「二人の教師を配置する」負担を担わねばならなかつた。

(13) ルカによる福音書一四章一九節。渕氏は「わざにも言葉にも——」とやっているが、聖書協会・新共同訳(一九九〇年)にある「行いにも言葉にも——」の方が、この場合理解しやすい。

(14) ギー・テスター、シヤン・テスター、安齋和雄訳、「異端審問」クセジュ文庫、白水社、一九七九年、一八頁。異端審問に関しては同書による。の他に次の文献が参考になる。

Henry Charles Lea, *History of Inquisition of the Middle Ages*,

3 vols., New York, 1955.

- (15) Henry Charles Lea, LL. D, *A History of Avaricular Confession and Indulgences in the Latin Church*, Vol. III, p. 421.

(New York: Greenwood Press, 1968)

- (16) ギー・テスタンス、シヤノ・テスタンス、前出書、11111頁。

- (17) 前掲書、四〇頁。

- (18) 聖アルベルトゥス・マグヌス、聖トマス・アクィナス、聖ボナヴェントゥラと並び、十三世紀前半の最も傑出した大物(H・C・リーの表現)に数えられてゐる。没後、一六

〇年に聖別された。

- (19) 上智大学中世思想研究所編訳『中世キリスト教の發展』講談社、昭和五六年、三三四頁。

- (20) ノリス Questor が派生する。免罪符売りのことを初期に Quesbarii と称した。

(21) 上智大学中世思想研究所編訳『中世キリスト教の發展』講談社、昭和五六年、一六五頁。

- (22) 前掲書、一〇〇頁。

第四ラテラノ公会議から黒死病の大流行までの間、四つ の托鉢修道士会の果たした役割は大きく、ローマ教会によつて有意義なものであった。

- (23) ギー・テスタンス、ジヤン・テスタンス、前出書、四〇一四

頁。最も古くはの 11111 頁で仕事をしてゐた四人の「ノリス」修道士——ギーメル・シヤノ、シヤノル・シヤノ、マルナル・シヤノ、シヤノ・シヤノ——が、11111 四四年から 11115 四年の間に書いた記録がある。

- (24) L. D. Benson, ed., op. cit., Explanatory Notes, p. 956.

- (25) K. O. Petersen, *Sources of the Parson's Tale* (Boston, 1901) *The Works of Geoffrey Chaucer*, 2nd. ed., ed., F. N. Robinson (London, 1957), Explanatory Notes, pp. 765-772 11111 頁から 11111 頁の引用部分が示されている。

- (26) Raymund of Pennaforte, *Summa de poenitentia et matrimonio* (Rome: Iohannes Tallinus, 1603; reprint ed., Farnborough, 1967). 11111 頁に「*De Poenitentia et remissionibus*」11111 頁の部分のみ複刻された。それは Henry Charles Lea, *A History of Avaricular Confession and Indulgences in Latin Church*, Vols. I ~ III. (New York, 1968) 11111 頁 St. Ramon de Pennaforte, *Summa Lib. or Summa Regini*, *Summae Lib.* を多所に引用してゐるが、出典箇所が 11111 頁に限るのも、リーの仕事に関連して複刻されたものと思われる。

(27) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の成立』

講談社、昭和五六年、二四四一五頁。

(28) 盛節子、「初期アイルランド・キリスト教の〔靈性〕—〔ヴィニアン及びコロンバヌスの「贖罪規定書Penitential」を通して—」、『キリスト教史学』三七（一九八三年）、一一一

五一頁。

(29) 盛節子、前出、四〇頁。

(30) 「小罪=venial sin」、〔大罪=mortal sin〕で表記する。他に〔罪源=capital sins〕がある。（『現代カトリック事典』）多くの罪の源となる悪徳principal vicesのことであり、傲慢、嫉妬、憤怒、怠惰、貪欲、貪食、邪淫、を七つの罪源といふ。十三世紀イングランドで混同され、deadly sinが罪源の意味に使われるようになった。

(31) カンタベリ大司教Teodol（六六九—九〇）はイングランド教会を徹底してローマ化したにもかかわらず、贖罪規定書においてはアイルランド方式を適用した。それを基にテオドルの裁きjudgement即ち償いの査定表が作られた。

(32) 上智大学中世思想研究所編訳、『中世キリスト教の發展』、一〇〇頁。

(33) アウグスチヌス、赤木善光訳、『アウグスチヌス著作集第四卷』教文館、一九七九年、二六六頁。

(34) H. C. Lea, op. cit., vol. II, pp. 266-70.  
(35) 盛節子、前出書、一一五頁。